

## 拳銃射撃訓練における衛生管理対策の推進について（通達）

〔最終改正 令和5.5.8 例規教第15号  
京都府警察本部長から各部長、各所属長あて〕

けん銃射撃訓練における衛生管理対策の指針について（平成19.6.29：警察庁丙人発第220号、警察庁丙会発第90号、警察庁丙給厚発第13号）の警察庁長官官房長通達の示達に伴い、みだしの例規通達を下記のように定め、平成20年1月4日から実施することとしたから、誤りのないようにされたい。

### 記

#### 第1 目的

この通達は、拳銃射撃訓練における鉛粉じんによる警察官の健康障害の防止を図るため、警察官の健康管理、訓練環境の整備その他の衛生管理対策を推進することを目的とする。

#### 第2 関係法令の遵守

拳銃射撃訓練における衛生管理対策を推進するに当たっては、この通達に定めるもののほか、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）等の規定を遵守すること。

#### 第3 射撃場の衛生管理体制等

##### 1 射撃場の衛生管理体制

###### (1) 射撃場衛生管理責任者

ア 京都府警察射撃場（以下「射撃場」という。）に射撃場衛生管理責任者（以下「衛生責任者」という。）を置く。

イ 衛生責任者には、教養課長をもって充てる。

ウ 衛生責任者は、射撃場における鉛粉じんによる健康障害の防止を図るため、射撃場における衛生に係る措置を管理するものとする。

###### (2) 射撃場衛生管理主任者

ア 射撃場に射撃場衛生管理主任者（以下「衛生主任者」という。）を置く。

イ 衛生主任者には、鉛中毒予防規則（昭和47年労働省令第37号）第60条に規定する鉛作業主任者技能講習を修了した警察官のうちから、衛生責任者が指名する者をもって充てる。

ウ 衛生主任者は、衛生責任者の命を受け、射撃場における拳銃射撃訓練に従事する警察官に対する健康管理上の指示、換気装置等の点検、保護具の使用状況の監視、射撃場内の換気等による鉛粉じんの発散防止その他の射撃場における衛生管理のための具体的措置を行うものとする。

##### 2 関係所属長等との連携

(1) 衛生責任者は、拳銃射撃訓練における衛生管理対策を推進するに当たっては、関係所属長と相互に緊密な連携を図るものとする。

(2) 衛生主任者は、射撃場における衛生管理のための具体的措置を行うに当たっては、職員の健康管理に関する訓令（昭和48年京都府警察本部訓令第22号。以下「健康管理訓令」という。）第7条により選任された衛生管理者等と相互に緊密な連携を図るものとする。

#### 第4 健康安全教育

## 1 採用時教養における健康安全教育

警察学校長は、採用時教養において、新たに採用され、拳銃射撃訓練に従事することになる者に対し、鉛粉じんによる健康障害を防止するために必要な教育を実施すること。

## 2 担当業務変更時等における健康安全教育

衛生責任者は、術科訓練に関する訓令（昭和43年京都府警察本部訓令第7号）第13条の規定により新たに拳銃操法の特別練習生に指名された者並びに京都府警察拳銃訓練要綱の制定について（平成23.6.1：例規教第12号）の例規通達に基づき新たに訓練立会責任者、訓練指導者及び実射訓練指揮官に指定された者（以下「拳銃特練生等」と総称する。）に対し、鉛粉じんによる健康障害を防止するために必要な教育を実施すること。

## 第5 衛生管理対策

### 1 拳銃射撃訓練に従事する警察官に対する衛生管理対策

衛生責任者は、拳銃射撃訓練に従事する警察官の鉛粉じんによる健康障害を防止するため、次に掲げる事項を徹底すること。

#### (1) 保護具の着装

拳銃射撃訓練及び拳銃手入れに従事する場合は、防じんマスク（型式検定合格品）、防じんメガネ等の保護具を確実に着装させること。

#### (2) 手洗い及びうがいの実施

拳銃射撃訓練及び拳銃手入れの終了後並びに必要に応じ、有害金属除去剤その他の手洗い用溶液、つめブラシ等による手洗いを行わせ、うがい液によるうがいを実施させること。

#### (3) 飲食及び喫煙の禁止

射撃場内での飲食及び喫煙を禁止するとともに、拳銃射撃訓練終了後においても、手洗い及びうがい前の飲食並びに喫煙は禁止すること。

#### (4) 手等への鉛粉じんの付着防止

拳銃手入れ、訓練弾の配布及び空薬きょうの回収等の作業においては、ゴム手袋をさせるなどして、鉛粉じんが手等に直接付着することを防止すること。

#### (5) 足部に付着した鉛粉じんの除去

射撃場から外に出る際は、有害金属除去剤を含む水溶液により湿らせた足ふきマット等を使用し、足部に付着した鉛粉じんを除去させること。

#### (6) 衣類に付着した鉛粉じんの除去

拳銃射撃訓練終了後、鉛粉じんを除去する装置等を使用して、衣類に付着した鉛粉じんを除去させること。

#### (7) 換気時間の確保

実射後の採点・修正作業は、射撃場の換気に必要な時間を確保した上で実施させること。

#### (8) 女性警察官に対する措置

ア 十分な換気を行った後に、同時射撃人数の抑制措置をとるなど、訓練環境に特段の配慮をした上で実施させること。

イ 妊娠中の者（妊娠の可能性のある者を含む。）、出産後1年を経過しない者及び哺乳<sup>ほいく</sup>（授乳）中の者については、拳銃射撃訓練を禁止すること。

## 2 拳銃特練生等に対する衛生管理対策

衛生責任者は、前記第5の1に定めるもののほか、拳銃特練生等については、次に掲げる事項を徹底すること。

### (1) 射撃場における在場時間の抑制

鉛粉じんの曝露<sup>ばくろ</sup>を軽減するため、射撃場の環境実態を踏まえ、在場時間の抑制に努めること。

### (2) 二次汚染の防止対策

拳銃射撃訓練中は、ジャンパー等を着用することにより、衣類に鉛粉じんが付着することを防止させるとともに、訓練衣等と通勤用の衣類等を隔離して保管させること。

### (3) 身体に付着した鉛粉じんの除去

拳銃射撃訓練終了後及び必要に応じ、シャワー設備等を利用して、身体に付着した鉛粉じんを除去させること。

## 第6 環境測定等

### 1 環境測定の実施

衛生責任者は、射撃場の環境測定について、1年以内ごとに1回、定期的に、作業環境測定基準（昭和51年労働省告示第46号）に基づく測定方法により、空気中における鉛の濃度を測定すること。ただし、換気装置等に係る設備の変更が行われた場合には、その都度、測定すること。

### 2 環境測定結果に基づく措置

衛生責任者は、前記第5の1の環境測定の結果、作業環境評価基準（昭和63年労働省告示第79号）の規定に基づく管理濃度を超えた場合には、直ちに、射撃場の施設及び設備並びに訓練方法を点検し、その結果に基づき、射撃場の施設又は設備の整備、訓練方法の改善その他の訓練環境を改善するために必要な措置を講じること。

### 3 周辺環境への配慮

衛生責任者は、射撃場からの排気及び排水について、必要に応じて環境調査を行うなど周辺環境への汚染防止に十分注意すること。

## 第7 職員の健康管理

### 1 健康診断の実施

衛生責任者は、鉛粉じんによる健康障害を防止するため、関係所属長と連携し、拳銃特練生等に対して、健康管理訓令第21条第2号に規定する特殊健康診断を受けさせなければならない。

### 2 健康診断の事後措置

衛生責任者及び関係所属長は、前記第7の1の特殊健康診断の結果等に基づき、拳銃射撃訓練に従事することが健康の保持のために適当でないと医師が認めた職員については、拳銃射撃訓練に従事させてはならない。

## 第8 訓練環境の整備等

### 1 射撃場の設備、装備品等の点検及び整備

衛生責任者は、鉛粉じんによる警察官の健康障害を防止するため、射撃場の設備、装備品等について、常に点検及び整備に努めなければならない。

### 2 清潔の保持

- (1) 衛生責任者は、床、壁等を常に清潔に保ち、鉛による射撃場内の汚染防止に努めなければならない。
- (2) 衛生責任者は、鉛の回収作業を行う場合には、作業に従事する者に鉛粉じん対策用の防護服等を着用させ、鉛粉じんの吸入防止に特段の注意をしなければならない。この場合において、回収した鉛については、鉛がこぼれ、又はその粉じんが発散するおそれのない有蓋の容器に収納し、保管しなければならない。